

年度	業者名	入札参加停止期間	開始年月日 終了年月日(措置日)	措置の理由
令和5年度	アルフレッサ株式会社	3箇月	令和5年4月7日 ～ 令和5年7月6日	株式会社アルフレッサは独立行政法人国立病院機構が発注する医薬品について、独占禁止法第3条に違反する行為を行っていたとして、令和5年3月24日、公正取引委員会より排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。 課徴金減免制度が適用された場合、同要綱運用基準第19項(3)の規定を適用し、6箇月の2分の1の期間となる3箇月の入札参加停止とする。
令和5年度	青木あすなろ建設株式会社	1箇月	令和5年4月12日 ～ 令和5年5月11日	青木あすなろ建設株式会社は、発注者から直接請け負った岩手県花巻市及び北上市における送水路工事において、変更契約を行う際、虚偽の資料で発注者に対して協議を行い、過大な金額で変更契約を締結していた。 このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和5年3月17日、国土交通省関東地方整備局から、同法同条第3項に基づく15日間の営業停止処分を受けた。
令和5年度	株式会社フソウ	1箇月	令和5年4月12日 ～ 令和5年5月11日	株式会社フソウの取締役らは、平成30年8月6日に行われた埼玉県三郷市発注の配水場機械設備更新等工事の一般競争入札において、同市水道部の主幹兼係長から、秘密事項である予定価格に近い金額を事前に入手して落札し、その謝礼として、飲食やゴルフ等、7回にわたる約11万円相当の接待を行った。 なお、同社取締役らの贈賄罪は公訴時効が成立しているが、同市水道部の主幹兼係長が官製談合防止法違反と加重収賄の疑いで令和4年12月に逮捕され、その公判において本件事実が明らかになった。
令和5年度	株式会社南北貿易	2箇月	令和5年4月25日 ～ 令和5年6月24日	株式会社南北貿易は、令和4年5月19日に締結した「ツチブタ(オス)」の物品売買契約において、正当な理由がなく契約解除の申出をした。
令和5年度	①中部電力ミライズ株式会社 ②関西電力株式会社	①6箇月 ②3箇月	①令和5年4月25日 ～ 令和5年10月24日 ②令和5年4月25日 ～ 令和5年7月24日	電気料金の水準の低落を防止して自社の利益の確保を図るため、互いに、相手方の供給区域において大口顧客の獲得のための営業活動を制限することを合意するなどし、競争を実質的に制限していた。令和5年3月30日、公正取引委員会は、独占禁止法第3条の規定に違反があったとして、上記2者について違反の事実を公表し、中部電力ミライズ株式会社に対しては、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。(関西電力株式会社は、独占禁止法による課徴金減免制度の適用を受けている。)
令和5年度	株式会社イトー	1箇月	令和5年4月26日 ～ 令和5年5月25日	株式会社イトーは、民間発注の建築一式工事において、建設業法第3条第1項の許可を受けないで建設業を営む者と、同法施工令第1条の2第1項で定める軽微な建設工事の範囲を超えて下請契約を締結した。 このことが、建設業法第28条第1項第6号に該当するとして、令和5年3月24日、建設業許可部局である静岡県知事より監督処分(指示処分)を受けた。

年度	業者名	入札参加停止期間	開始年月日 終了年月日(措置日)	措置の理由
令和5年度	株式会社フジタ	1箇月	令和5年4月26日 ～ 令和5年5月25日	株式会社フジタが代表者を務める建設共同企業体の監理技術者は、防衛省沖縄防衛局発注の「石垣島(3)宿舎新設建築工事(その1)」において、当該工事の施工にあたり、現場内の安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に負傷者を生じさせた。 このことにより、労働安全衛生法違反の容疑で書類送検され、令和5年3月31日付けで石垣簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。
令和5年度	鈴与セキュリティサービス株式会社 静岡支店	2箇月	令和5年5月16日 ～ 令和5年7月15日	令和5年4月28日に行われた見積執行において、落札決定後に見積金額の記入誤りがあったとして契約を辞退した。
令和5年度	フジタビルメンテナンス株式会社	1箇月	令和5年7月10日 ～ 令和5年8月9日	フジタビルメンテナンス株式会社は、令和3年8月21日、香川県綾歌郡宇多津町の工場スレート屋根の点検作業において、スレート屋根の踏み抜きにより墜落する危険があったにも関わらず、労働者の危険を防止する等の措置を講じていなかった。また、墜落防止のための必要な措置を講じ墜落事故の発生を未然に防止すべき業務上の注意義務があるにも関わらず、これを怠り、労働者に同点検を行わせた過失により、スレート屋根を踏み抜き地上に墜落させ死亡させた。 これらにより、同社及び同社使用人は、令和4年3月3日に高松簡易裁判所から労働安全衛生法違反により罰金の略式命令を受け、その刑が確定した。このことが、建設業法第28条第1項第3号に該当するとして、令和5年4月11日、国土交通省関東地方整備局から、同法同条第3項に基づく3日間の営業停止処分を受けた。
令和5年度	西武建設株式会社	1箇月	令和5年8月23日 ～ 令和5年9月22日	西武建設株式会社は、建設業法に違反し、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。また、経営事項審査において、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出した。 これにより、国土交通省関東地方整備局から令和5年7月21日付けで、同法に基づく指示処分及び営業停止命令(45日間)を受けた。
令和5年度	株式会社タクマ	1箇月	令和5年12月20日 ～ 令和6年1月19日	株式会社タクマは、東京二十三区清掃一部事務組合から受託していた同組合葛飾清掃工場の設備保守管理業務において、作業員が負傷する事故を発生させた。 このことにより、同社は、令和5年8月10日に東京区検察庁から労働安全衛生法違反により起訴され、同年8月29日に、東京簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。

年度	業者名	入札参加停止期間	開始年月日 終了年月日(措置日)	措置の理由
令和5年度	株式会社久米設計 ランドブレイン株式会社(※)	6箇月	令和5年12月20日 ～ 令和6年6月19日	令和5年4月に宮崎県串間市が発注した消防庁舎新築工事設計業務において、株式会社久米設計に有利な指名業者選定案を作成するなどして、串間市の副市長、株式会社久米設計の九州支店長及び同社顧問、ランドブレイン株式会社の使用人が、令和5年11月16日、官製談合防止法違反及び公契約関係競売入札妨害の疑いで逮捕された。 (※)令和6年1月11日付で解除
令和5年度	株式会社サトー	1箇月	令和6年2月5日 ～ 令和6年3月4日	株式会社サトーは、岡山県岡山市の工事外9件の工事において、直接的雇用関係のない出向者を主任技術者として配置した。 このことが、建設業法第26条第1項に違反し、第28条第1項第2号及び同条第3項に該当するとして、令和5年10月31日、東京都知事から監督処分(営業停止22日間)を受けた。
令和5年度	NTTビジネスソリューションズ株式会社	1箇月	令和6年3月15日 ～ 令和6年4月14日	株式会社NTTマーケティングアクトProCXが利用するコールセンターシステムの運用保守業務を担うNTTビジネスソリューションズ株式会社の運用保守業務従事者が、システムに保存された個人情報を不正に持ち出し第三者へ流出させていたとして、不正競争防止法違反の容疑で令和6年1月31日に逮捕された。